

鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表(以下「時刻表」という。)に掲載する広告の取扱いについては、鯖江市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 広告を掲載することができる者は、市内に住所を有する者または市内に存在する事務所もしくは事業所を有する者とする。

(広告の大きさ等)

第3条 広告枠の大きさは、1枠当たり縦40ミリメートル、横65ミリメートルの大きさとする。

2 広告の掲載位置は、時刻表の最下部とする。

3 広告の色彩は、フルカラーとする。

(広告掲載単位等)

第4条 広告の掲載は、時刻表の発行毎に行う。

2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載した日から1年を経過するまでの間に新たに時刻表が発行されたときは、初めに発行された時刻表の発行と新たに発行された時刻表の発行を合わせて1回の発行とみなし、初めに掲載された広告と同じ広告を引き続き掲載する。

3 広告の予定掲載枠数は、17枠とする。

4 広告の掲載配置については、時刻表の頁構成等を配慮したうえで、市が広告掲載の申込みの受付順により決定するものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、時刻表の発行毎に鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の版下(完全な原稿をいう。)を添えて、市長が指定する日までに市長に申し込まなければならない。

2 申込者が申し込める広告は、1枠とする。ただし、申込み数が前条第2項の予定掲載枠数に満たないときは、2枠まで申し込むことができる。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位については、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がある場合には申込みの受付順により決定する。

- (1) 市内に事業所等を有する者(次号に規定する者を除く。)の広告
- (2) 国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類する者の広告
- (3) 前各号に掲げる広告以外の広告

2 申込者が第4条第2項の規定により引き続き広告を掲載することになったときは、前項の規定にかかわらず、当該申込者は広告掲載の優先順位を第一の順位により決定されたものとみなす。

(著作権等)

第8条 広告の原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合には、広告主が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは、これを負担しなければならない。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1回1枠当たり25,000円とする。この場合において、広告掲載料は、消費税および地方消費税の額を含むものとする。

(広告内容の変更)

第10条 市長は、要綱第8条第2項の広告掲載の決定後、広告物の内容、デザインに不備があると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告物の内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議し、鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲載内容等変更申出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、要綱第12条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載に必要となる広告物の原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (2) 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載の取下げを行う場合は、鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲載取下申出書（様式第4号）により、時刻表発行日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月15日から施行する。